

令和2年度八潮市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分について

補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症は、その発生以来、国民生活に大きな影響を与えている。こうした中で、新型コロナウイルスワクチンは、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減等が期待されることから、市民への円滑な接種を実施するために必要な予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年1月21日に専決処分したものである。

補正予算の規模

1 一般会計（第12号） 149,545千円

補正予算の内容

1 一般会計（第12号） 補正額 149,545千円

補正前予算額	43,849,074千円
今回補正額	149,545千円
補正後予算額	43,998,619千円

I 歳入 補正額 149,545千円

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金について
予算化する。
- (2) 財政調整基金繰入金について補正する。

105,198千円

44,347千円

II 歳出 補正額 149,545千円

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費について増額及び予算化する。
- ・ 需用費（医薬材料費等）
 - ・ 役務費（手数料等）
 - ・ 委託料（コールセンター等業務委託料等）
 - ・ 有料道路通行料及び駐車場使用料
 - ・ 庁用器具費

3,008千円

5,503千円

139,833千円

160千円

1,041千円

Ⅲ 繰越明許費

令和2年度末までの事業完了が難しい事業について、繰越明許費を設定する（1件）。

- ・ 予防接種事業

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課

電話 048-996-2111 内線306・477